

議案第 16 号

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に関する
意見決定の件

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当
たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき
意見について、別紙のように決定する。

令和 3 年 6 月 9 日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に関する
意見

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、異議ありません。

令和3年6月9日

西宮市教育委員会

西宮市条例第　号

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年西宮市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（服務の宣誓）

第2条 新たに職員となつた者は、宣誓書に署名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。

様式第1から様式第4までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改正後	改正前	備考
<u>(服務の宣誓)</u> 第2条 新たに職員となつた者は、 <u>宣誓書に署名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u>	<u>(職員の服務の宣誓)</u> 第2条 新たに職員となつた者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u>	条例上の文言に加えて、 様式第1から様式第4までを削る。
<u>(削除)</u>	<u>[宣誓書（一般職員）（様式第1）]</u>	
<u>(削除)</u>	<u>[宣誓書（消防職員）（様式第2）]</u>	
<u>(削除)</u>	<u>[宣誓書（教育公務員）（様式第3）]</u>	
<u>(削除)</u>	<u>[宣誓書（市公営企業の職員）（様式第4）]</u>	